

水道水 水質検査結果



水道水は、法令等に定められた検査項目と頻度により水質検査を行っています。

9月に実施した水道水の水質検査結果は別表のとおりです。

これらの検査結果は、上下水道課で閲覧することができますので、閲覧したい方は下記までご連絡ください。

なお、現在までに行った水質検査の結果は、すべて水質基準に適合しており、飲用水として十分な安全性を確保しています。

平成20年9月水質検査結果

鏡野町役場 上下水道課 ☎0868-54-0001

試験項目	法令による 水質基準	水質検査結果									
		鏡野 上水道	香 北簡易 水道	香 々美簡易 水道	中 谷簡易 水道	奥 津簡易 水道	羽 出簡易 水道	泉 簡易 水道	中 央簡易 水道	大 簡易 水道	本 村簡易 水道
一般細菌	100/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出しないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
塩化物イオン	200mg/l以下	6.3	4.4	5.2	7.5	5.2	4.5	5.7	4.5	4.7	5.5
有機物	5mg/l以下	0.4	0.3	0.3	0.2	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5
pH値	5.8~8.6	6.4	6.7	6.2	6.6	7.4	7.1	6.8	6.8	6.9	8.1
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

国民年金

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

社会保険庁では翌年の1月末までに、「老齢年金」をお受け取りの方全員に対し、「公的年金等の源泉徴収票」を送付することとしていますが、源泉徴収票にはこの1年間に支払われた年金の総額、源泉徴収税額、控除の内容などが記載されています。

また、「老齢年金」から所得税を源泉徴収された方でも、年金以外に給与等の収入がある方や、2か所以上の年金支払者（社会保険庁と共済組合など）から年金を受けられている方は、確定申告が必要です。

源泉徴収税額を納めすぎている方は、確定申告に源泉徴収票を添付することにより、収めすぎた所得税の還付を受けることができます。

源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、津山社会保険事務所（☎0868-31-2363）や岡山年金相談センター（☎086-214-5030）又は『ねんきんダイヤル』（☎0570-05-1165）までお申し出ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。